



長野県報

4月3日(月)
平成18年
(2006年)
第1749号

目次

告示

都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策チーム).....	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(廃棄物対策チーム).....	1
都市計画法に基づく都市計画事業の認可(都市計画チーム).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路チーム).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路チーム).....	3
児童福祉法に基づく指定試験機関の指定(こども支援チーム).....	3
昭和60年長野県公安委員会告示第35号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく 公安委員会が別に定める地域)の一部改正(生活環境課).....	3

公告

一般競争入札(財産活用チーム).....	4
一般競争入札(県税チーム).....	4
土地改良区の定款変更の認可(水と土・郷づくりチーム).....	5
一般競争入札(道路チーム).....	5
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(水と土・郷づくりチーム).....	6
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(水と土・郷づくりチーム).....	7



長野県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月3日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

上松町

木曾広域連合

2 都市計画事業の種類及び名称

上松都市計画下水道事業 上松町公共下水道

3 事業施行期間

平成11年9月9日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年長野県告示第512号、平成12年長野県告示第489号及び平成14年長野県告示第230号の事業地のうち、大字小川地内

において事業地を変更する。

生活排水対策チーム

長野県告示第211号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の17第1項の規定により、指定区域の指定をします。

平成18年4月3日

長野県知事 田中康夫

指 定 区 域	埋立地の区分
松本市大字中山字大久保738番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の31第1号
松本市大字笹賀4011番2から12まで、4011番16、4011番18から22まで及び4011番26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第13条の2第1号
松本市大字今井字野尻4982番	令第13条の2第1号

松本市大字三才山1830番	規則第12条の31第1号
小諸市丙字狐原606番の一部、608番の一部、609番の一部、610番の一部、614番の一部、615番1の一部、615番3の一部、615番4の一部、616番1の一部、616番4の一部及び618番1の一部	規則第12条の31第1号
小諸市大字耳取282番1、284番、285番1、285番2、289番、290番1、291番1、292番2、293番3、513番2及び531番3	令第13条の2第1号
中野市大字大俣棚林1369番、1370番1、1370番2、1371番1及び1371番2	令第13条の2第2号
佐久市大字小田井字笹沢645番及び646番	令第13条の2第1号
北佐久郡軽井沢町大字長倉391番1、392番1、392番2、396番1及び397番1	令第13条の2第1号
北佐久郡軽井沢町大字長倉393番、394番及び395番1	令第13条の2第1号
諏訪郡原村字ヨシキ10388番10の一部、10388番11、10388番13の一部、10388番14の一部、10388番15の一部、10388番16の一部、10388番25の一部及び10388番26、諏訪郡原村字広原尾根10392番1、10392番3、10392番4、10392番5、10392番6の一部、10392番8の一部、10392番22の一部、10392番23の一部、10394番3及び10395番2	規則第12条の31第1号
下伊那郡松川町元大島4150番	令第13条の2第2号
下伊那郡平谷村1番221	規則第12条の31第1号
上高井郡高山村大字牧字頓原169番、170番イ、170番ロ、171番1、175番、176番、178番、179番、180番、181番イ、181番ロ、184番、185番イ、185番ロ、186番、187番、188番イ、188番ロ、189番イ、189番ロ、190番及び194番ロ	規則第12条の31第1号
上水内郡信濃町大字大井字霊仙寺2742番577から581まで、2742番589、2742番590、2742番1034、2742番1059、2742番1060及び2742番1068	令第13条の2第1号
上水内郡三水村大字赤塩字原林459番イ、459番ロ、5998番1、6000番及び6001番	令第13条の2第1号
上水内郡小川村大字瀬戸川字花岡8292番ロ、8293番、8294番、8347番及び8352番	令第13条の2第1号

廃棄物対策チーム

長野県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・4・15号東堀線
- 3 事業施行期間
平成18年4月3日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
岡谷市長地権現町三丁目及び四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画チーム

長野県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸中込線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市根々井字駒場1043番の3地先から 佐久市根々井字駒場1046番の2地先まで	旧	5.3~5.4 m	0.1178 km
同 上	新	5.3~5.4	0.1178
		8.9~9.0	0.1271

道路チーム

長野県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字横町357番の8地先から 須坂市大字須坂字中町192番地先まで	旧	5.2~28.0 m	0.6167 km
同 上	新	7.2~28.0	0.5299

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 須坂中野線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字中町219番の1地先から 上高井郡高山村大字中山字間山坂3038番地先まで	旧	1.5~36.5 m	9.3947 km
須坂市大字須坂字中町235番地先から 上高井郡高山村大字中山字間山坂3038番地先まで	新	1.5~36.5	9.4760

道路チーム

長野県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 小諸中込線
 2 供用を開始する区間
 佐久市根々井字駒場1043番の3地先から
 佐久市根々井字駒場1046番の2地先まで
 3 供用を開始する期日 平成18年4月3日

道路チーム

長野県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 406号
 2 供用を開始する区間
 須坂市大字須坂字横町357番の8地先から
 須坂市大字須坂字中町192番地先まで
 3 供用を開始する期日 平成18年4月3日

道路チーム

長野県告示第217号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定による指定試験機関の指定を次のとおり行いました。

平成18年4月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
 社団法人全国保育士養成協議会
 東京都千代田区富士見1丁目2番32号
 東京ルーテルセンタービル203号
 2 試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
 東京都豊島区高田3丁目19番10号
 明治安田生命高田馬場第二ビル6階
 3 試験事務のうち、行うものの範囲
 保育士試験の実施に関する事務の全部
 4 試験事務開始日
 平成18年4月1日

こども支援チーム

長野県公安委員会告示第3号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域）の一部を次のように改正します。

平成18年4月3日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

本則中「大字伊那部」を「伊那部」に、「高遠町 辰野町」を「辰野町」に改める。

生活環境課